

令和3年 8月 2日
改正 令和4年 4月 1日
改正 令和4年12月24日
改正 令和6年 7月23日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立国語研究所
「共同利用型共同研究 (B)」公募要項

1. 趣旨・目的

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所（以下「国語研」という。）では、日本語・言語・日本語教育に関する研究の進展を図るため「共同利用型共同研究 (B)」を公募します。採択された研究課題においては、国語研が保有する研究資料・言語資源・分析装置等の利用及び国語研の専任研究者（研究教育職員）から研究のための助言を受けることができます。

2. 利用対象

国語研が保有する研究資料・言語資源・分析装置等の全てを対象とします。既にウェブサイト等で利用方法が明示されているものも含め、次に掲げるデータベース等も対象となります。ただし、資料等の状況により、利用に制限があるものや利用が不可能なものがありますので、申請前に国語研の専任研究者を通じて利用が可能な状況であるかを確認してください。

なお、現代日本語書き言葉均衡コーパス、日本語話し言葉コーパス、日本語日常会話コーパス及び日本語諸方言コーパスについては、別途、「共同利用型共同研究 (C)」として公募しています。

- ・急速眼球運動解析装置「EyeLink」
- ・『地方調査員報告』『簡約方言手帳』『方言採集手帖』『方言採集簿』

資料等の選定にあたっては以下も御参照ください。

- ・国立国語研究所ウェブサイト データベース <https://www.ninjal.ac.jp/resources/>
- ・国立国語研究所 研究図書室蔵書目録データベース <https://libgw.ninjal.ac.jp/drupal/>
- ・国立国語研究所 研究資料室収蔵資料 <https://rnr.ninjal.ac.jp/>

共同利用型共同研究 (B) の採択課題の利用資料等は、以下からご覧いただけます。

<https://www.ninjal.ac.jp/research/cr-project/project-4/#jupb>

<https://www.ninjal.ac.jp/research/cr-project/project-3/#jupb>

3. 申請資格

申請者（研究代表者）は、原則として日本国内の大学（国公立大学）又は大学共同利用機関、短期大学、その他の研究機関に所属する研究者（常勤・非常勤を問わず）及び博士後期課程学生とします（ただし、研究機関を退職した研究者等これらの者と同等の研究能力があると国語研が認めた者を含みます）。

また、必要がある場合は共同研究者を加えて共同研究を組織することも可能とします。共同研究者は、原則として、国語研を含む国内外の大学・研究機関に所属する研究者（常勤・非常勤は問いません）及び博士後期課程学生とします。

なお、研究代表者または共同研究者が指導する修士課程（博士前期課程）の学生を、「研究協力者」として研究に参加させることができます。

【注】申請者（研究代表者）及び共同研究者は研究開始から研究期間終了までの間、国語研の共同研究員として委嘱されます。

4. 研究期間・研究開始日

（1）研究期間：1年以内とします。年度をまたがっても構いません。

（2）研究開始日：採択決定日か研究開始希望日（申請書記載の日）のいずれか遅い日とします。

【注】研究期間を延長することはできませんが、同一課題にて再応募することができます。

5. 研究経費

本公募事業は経費配分などを行うものではありません。

6. 課題選定方法・選定基準等

（1）課題選定方法

国語研の会議において、書面審査により決定します（ヒアリングの予定はありません）。

（2）課題選定基準

研究を遂行するにあたり、適した手法であるかどうか確認します。

（3）選定スケジュール

申請書類は、随時受付（申請受付から2か月程度を目途に随時採択結果を通知）します。

7. 研究成果

申請者（研究代表者）には、研究期間終了後に研究実績報告書（A4判1～2枚程度）を提出していただきます。また、利用期間中あるいは利用後に国語研の刊行物に研究に関する記事の執筆をお願いする場合があります。

研究成果として、国内外の専門誌・学術誌への論文投稿や論文集の刊行等に繋がることを期待します。研究成果を公開・刊行・発表する場合には、国立国語研究所「共同利用型共同研究（B）」の成果であることを明示するとともに、当該論文（集）、刊行物、報告書等を国語研に1部送付していただきます。

なお、本公募事業による研究成果の刊行が研究期間を超える場合も同様です。

8. 申請にあたっての留意事項

申請者（研究代表者）は申請課題について、次の事項に同意した上で申請することとします。また、申請者（研究代表者）は、申請課題に関してすべての共同研究者が次の事項を順守するよう留意してください。

- ・人を対象として個人に関する情報及びデータ等を収集する研究（調査）を実施する場合には、国立国語研究所研究倫理委員会の審査を経て、国立国語研究所長の承認を得ること。
- ・個人情報、その他公にすることが予定されていない情報等の取扱いについては、法令、契約等に従い、自らの責任において適正に行うこと。
- ・その他、自らの研究を遂行するにあたっては、関係諸規定を遵守し、社会的に必要とされる措置を講ずること。
- ・学術研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられていることを十分認識し、研究において不正行為を行わないことを約束すること。
- ・研究を開始する年度中に文部科学省が指定する研究倫理教育教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、CITIJapan eラーニングプログラム等）の通読・履修または「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日：文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を履修すること。

※ 本研所以外の研究者が研究遂行中に発生したいかなる損失や事故等に関しても、当該研究者の所属する機関等で対処するものとして、本研究所では一切の責任を負いません。また、本研究所では、災害補償制度は準備していないので、学生は、在籍する大学院において「学生教育研究災害傷害保険」等の保険に加入してください。

9. 申請方法・期限等

(1) 申請方法等

所定の申請書類を国語研ウェブサイトよりダウンロードし、申請者（研究代表者）が申請書を下記（4）に電子メールにて送付してください。

- ① 申請書の提出に際しては、研究代表者が所属機関の長（博士後期課程学生の場合は、指導教員と読み替える）の承諾を取るとともに、共同研究者が予定される場合は本人からの了解を得て提出してください。
- ② 国語研が保有する研究資料・言語資料・分析装置等を利用しての研究であることから、資料等の状況により利用に制限があるものや取扱いに習熟した者の協力が必要な場合があります。そのため、国語研の専任研究者（研究教育職員）がコーディネータとして参画し、各種の連絡・調整の他、研究のための助言を受けることができます。申請時に希望する専任研究者がございましたらご記入ください（研究申請書「8. 希望するコーディネータ」へ記入）。なお、国語研の都合によりコーディネータを変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 複数課題を同時に申請することは妨げませんが、審査を希望する順に優先順位を付してください。

④ 申請者が既に国語研の公募事業に採択され研究実施中で次の何れかに該当する場合には、申請書作成時点の既採択課題の研究進捗状況と研究期間終了までに得られる見込みの研究成果について記入してください。

- ・既採択課題と同一課題にて、再応募する場合
- ・既採択課題と関連する研究にて、応募する場合
- ・既採択課題に共同研究者として参画しており、その課題と関連する研究を行う場合

(2) 申請書類 (PDF形式ファイルでご提出ください)

①国立国語研究所「共同利用型共同研究(B)」申請書

②所属機関の長の承諾書(ただし、非常勤等所属機関のない者については提出の必要なし)

(3) 応募受付期間

随時受付(申請受付から2か月程度を目途に随時採択結果を通知)

(4) 申請書提出先(問い合わせ先)

人間文化研究機構 国立国語研究所 管理部研究推進課

TEL: 042-540-4314 電子メール: suishinka@ninjal.ac.jp

※電子メールの題名は「共同利用型共同研究(B)申請」と記載してください。